

○太地町老人医療費の支給に関する条例施行規則

平成14年7月22日規則第8号

太地町老人医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、太地町老人医療費の支給に関する条例（昭和60年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 条例第3条の規定による対象者は次項及び第3項に定める者とし、和歌山県老人医療費補助金交付要綱に定める規定によるものとする。

2 老人が、次の各号に該当するときは、その年の8月から翌年の7月まで（新たに対象となった場合にあつてはそのときから次の7月までとし、対象とならなくなった場合にあつては対象とならなくなった月まで）の間、当該老人を対象とする。

- (1) 老人保健法の規定による医療の給付を受けることができないとき。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないとき。
- (3) 老人及びその者と同一の世帯に属する者（以下これらを「世帯員」という。）が市町村民税を課されていないとき。
- (4) 世帯員の前年の収入金額の合計額が100万円（世帯員の数が2人以上である場合にあつては、100万円に世帯員のうち1人を除いた世帯員1人につき40万円を加算した金額）を超えないとき。
- (5) 老人の金融資産が350万円を超えないとき、かつ、世帯員の金融資産の合計額が350万円に世帯員の数を乗じて得た額を超えないとき。
- (6) 世帯員が活用できる資産を有していないとき。
- (7) 老人が、その者と同一の世帯に属する者以外の者から扶養を受けていないとき。

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める要件のうち、同項第3号から第7号までに該当しない場合にあつて、次の各号に掲げる特別な事情により当該老人が自己負担医療費を負担することが困難であると町長が特に認めるときは、当該老人を対象者とすることができる。

- (1) 老人又はその属する世帯の生計を主として維持するもの（以下「生計中心者」という。）が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。
- (2) 生計中心者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

(3) 生計中心者の収入が事業の休廃止、事業による著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

(4) 生計中心者の収入が、干ばつ、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。

(支給申請)

第3条 条例第5条の規定による老人医療費支給の申請は、老人医療費支給申請書に次の書類を添えなければならない。

(1) 医療保険に係る被保険者証

(2) 医療機関等において発行する医療費の領収書または証明書

2 前項の領収書または証明書がないときは、一部負担金の支払い額を確認できる書類を提示しなければならない。

(医療費の支給)

第4条 医療費は本人、または同居の親族ならびに町長が適当と認めた者に支払う。

(未支給医療費の支給)

第5条 支給を受けるべき対象者が死亡したときは、その葬祭を行った同居の親族または、町長が適当と認めるものが未支給医療費の支給を受けることができる。

附 則

この規則は、平成14年8月1日から施行する。